

版 数	標 題
初版 平成17年5月21日 1版 平成18年5月20日 2版 平成25年6月1日	特定非営利活動法人埼玉エコ・リサイクル連絡会細則

第1章 会員

(会員の種類)

第1条 この会の正会員は、次の2種類とする。

- (1) 個人会員 この会の趣旨に賛同し、その事業および活動の発展を助成することを望む個人
 - (2) 団体会員 この会の趣旨に賛同し、その事業および活動の発展を助成することを望む団体
- 2 この会の趣旨に賛同し、その事業および活動の発展を助成することを望む企業等は、運営委員会の承認を得て賛助会員として入会することが出来る。

(年会費)

第2条 正会員および賛助会員になろうとするものは、次に定める会費を納入しなければならない。

個人会員	3,000円 (年会費)
団体会員	5,000円 (年会費)
賛助会員	個人 3,000円・事業者 10,000円
協賛金	20,000円
協賛社	50,000円

- 2 正会員および賛助会員になろうとするものが、1月以降に年会費を納入して入会した場合は、次年度の会費は納入したものとみなす。
- 3 賛助会員になろうとするものが、10月以降に入会する場合は、半口の5,000円でも入会できる。ただし、その場合は、4月以降に次年度の会費を納入しなければならない。

第2章 役員

(役員の種類)

第3条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 専務理事 | 若干名 |
| 専務理事は事務局長を兼任する。 | |
| 理事の中に事務局次長、事務局理事を置く。 | |
| (4) 会計理事 | 若干名 |
| 会計理事は会費の徴収および本会の出納を管理する。 | |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員任期)

- 第4条 役員がやむをえない事由により辞任した場合は、第15条の規定にかかわらず、運営委員会の承認により、役員を補充することができる。
- 2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問 協力員)

- 第5条 この会は、顧問、協力員を若干名置くことができる。
- 2 顧問、協力員は、運営委員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問、協力員は、運営委員会の要請により、この会の運営について助言を行うものとする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の構成)

- 第6条 運営委員会は、理事・運営委員をもって構成する。
- 2 監事は、運営委員会に出席して意見を述べるができる。

(運営委員会の権能)

- 第7条 運営委員会は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(運営委員会の開催および招集)

- 第8条 運営委員会は会長が招集する。

(運営委員会の議長)

- 第9条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の議決)

- 第10条 運営委員会の議決は、運営委員会に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 委員会

(委員会)

- 第11条 この会は、その目的を達成するために必要な事項を調査、研究、審議および実施するための委員会を置く。
- 2 委員会の構成、運営等については、会長が運営委員会の議決を得て、別に定める。
 - 3 顧問、協力員は委員会に所属することができる。

制改定履歴

版 数	制 改 定 年 月 日	改 定 理 由
初	平成17年 5月 21日	初版制定
1	平成18年 5月 20日	<p>[現行] (年会費)</p> <p>第2条 正会員および賛助会員になろうとするものは、次に定める会費を納入しなければならない。 個人会員 <u>2,000円</u> (年会費) 団体会員 <u>3,000円</u> (年会費) 賛助会員 1口 10,000円 (年会費)</p> <p>【改定】 (年会費)</p> <p>第2条 正会員および賛助会員になろうとするものは、次に定める会費を納入しなければならない。 個人会員 3,000円 (年会費) 団体会員 5,000円 (年会費) 賛助会員 個人 3,000円 (年会費) 団体 10,000円 (年会費)</p> <p>平成19年度会費より執行する</p> <p>[現行]</p> <p>第3章 <u>役員会</u> (<u>役員会の構成</u>)</p> <p>第6条 <u>役員会</u>は、理事をもって構成する。 3 監事は、<u>役員会</u>に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(<u>役員会の権能</u>)</p> <p>第7条 <u>役員会</u>は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。 (2) 総会に付議すべき事項。 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。</p> <p>(<u>役員会の開催および招集</u>)</p> <p>第8条<u>役員会</u>は会長が招集する。</p> <p>(<u>役員会の議長</u>)</p> <p>第9条<u>役員会</u>の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(<u>役員会の議決</u>)</p> <p>第10条<u>役員会</u>の議決は、<u>役員会</u>に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決す</p>

るところによる。

【改定】

第3章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、理事・運営委員をもって構成する。

2 監事は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(運営委員会の権能)

第7条 運営委員会は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(運営委員会の開催および招集)

第8条 運営委員会は会長が招集する。

(運営委員会の議長)

第9条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の議決)

第10条 運営委員会の議決は、運営委員会に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2

平成25年 6月 1日

[現行]

(年会費)

第2条 正会員および賛助会員になろうとするものは、次に定める会費を納入しなければならない。

個人会員	3,000円
団体会員	5,000円
賛助会員	10,000円
協賛社	50,000円

【改定】

個人会員	3,000円
団体会員	5,000円
賛助会員	個人 3,000円・事業者 10,000円
協賛金	20,000円
協賛社	50,000円

(注) 活動資金対策として、関係者に協力依頼

[現行]

(役員任期)

第4条 役員任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし再任を妨げない。

【改定】

(役員任期)

第4条 役員がやむをえない事由により辞任した場合は、第15条の規定にかかわらず、運営委員会の承認により、役員を補充することができる。

2 補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(注) 第4条1項を削除